

## 平成 27 年度小中一貫教育校の在り方検討会議(第 6 回)議事録

日 時 平成 27 年 7 月 30 日 (木) 14:00~16:30  
場 所 県総合医療会館 2 階会議室 A  
出席構成員 足立原隆之、有馬武裕、井坂秀一、井村浩章、遠藤仁一、柿木秀文、  
金子槇之輔、河鍋 章 澤野誠、島田雅幸、溝呂木正、◎屋敷和佳、  
吉野雅裕、米澤利明 (敬称略・五十音順)  
※◎は座長

司会 (古島専任主幹兼グループリーダー) : 本日は、ご多用の中、お集まりいただき、ありがとうございます。県教育局支援部子ども教育支援課教育指導専任主幹兼グループグループリーダー兼指導主事の古島でございます。

検討会議の議事録については事務局で作成し、内容を確認いただいたうえで公開させていただきますので、よろしくをお願いします。

そのため、会議の内容につきまして録音をしたいと考えますがよろしいでしょうか。また、この検討会議は、議題により特に非公開とする理由がある場合を除き、基本的に公開とし、傍聴を認めることでお願いしております。

本日の議題においては、特に非公開とする理由はありませんので、公開とさせていただきますと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

構成委員 異議ありません。

司会 : よろしいでしょうか。それでは公開とさせていただきます。本日は、傍聴希望者がおりますので、ここで入場としてよいでしょうか。

構成委員 異議ありません。

司会 : ありがとうございます。それでは傍聴人に入場いただきますので、しばらくお待ちください。

それでは、ただいまから、小中一貫教育校の在り方検討会議 第 6 回を開催いたします。報道関係者におかれましては、写真撮影を行うことについて、ただ今から、次第の 4 内容の(2)報告に入るまでの、約 10 分間としていただきますようお願いいたします。

お手元の次第に即して、進行させていただきます。

開会にあたり、神奈川県教育委員会を代表し、吉野支援部長より、ご挨拶を申し上げます。

吉野支援部長 : 皆さんこんにちは。早いもので、7 月も後明日一日を残すのみとなりました。あいかわらず、大変暑い日が続いておりますけども、暑い中、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。昨年立ち上げさせていただきましたこの小中一貫教育校の検討会議でございますけども、本日で 6 回目を迎えることができました。これも、委員の皆様方のご理解とご協力によるものと改めて感謝申し上げます。

さて、皆様方もご存知のとおり、小学校と中学校の9年間の義務教育を一貫して行う小中一貫教育校を制度化する改正学校教育法が6月17日に参議院で可決されたところでございます。小中学校や高等学校と同じく、同法の第一条で位置づけられ、名称は義務教育学校となります。県も今年度から、海老名市、秦野市、そして箱根町でモデル校をお願いいたしまして、少しずつ取組を進めているところでございます。県といたしましてもその取組の結果と成果を県内の各地に発信していくとともに、今後の国の動向を見据えながら神奈川らしい小中一貫教育校を推進していきたいと考えてございます。本日は次第にございまして、最終報告に向けて骨子案につきまして、大きく3点ご協議をいただきたいと思っております。

ぜひ、忌憚のないご意見をいただきまして実りある会にさせていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：続きまして、資料の確認をします。まず、本日の流れが書かれております、次第が1枚目でございます。2枚目に委員名簿となっております。そして次に、右上に資料1とある「最終報告に関わる検討会議・作業部会での主な意見のまとめ」がございませぬ。次に資料2「最終報告に向けての骨子（項目）（案）」続いて資料3「最終報告に向けての骨子（内容）（案）」でございます。こちらは15ページまででございます。続いて資料4「はじめに」と「おわりに」についてでございます。なお、参考資料1として「学校教育法の一部を改正する法律案の概要」を、そして参考資料2として「これからの学校教育を担う教員の資質・能力の向上について（抜粋）」をつけております。また、お手元の紙ファイルには、これまでにお示しした資料や国や県の資料がございませぬ。必要なときにご覧ください。そして、神奈川の小中一貫教育についての一次報告もお手元でございます。

なお、この紙ファイルの資料につきましては、お持ち帰りになる場合は、次回以降も、御持参くださるようお願いいたします。お持ち帰りにならない方のものは、事務局で保管し、次回の会議にお持ちします。

以上でございます。何か過不足等ございませぬでしょうか。

本日は、フリースクール連携協議会会長の西野様と県PTA協会の原田様は所用によりご欠席されるとの連絡をいただいております。また、前回いらっしやらなかった、溝呂木委員と今回6月の人事異動で、新しく検討会議のメンバーになられた河鍋委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

溝呂木委員：県央教育事務所の溝呂木でございます。よろしくお願いいたします。

河鍋委員：教育局総務室企画調整担当課長の河鍋でございます。よろしくお願いいたします。

司会：ありがとうございました。本日の出席者は14名になります。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、次第の4内容の（2）、報告に入ります。報道関係者に

おかれましてはこれ以降の写真撮影はご遠慮ください。ここからの進行につきましては、屋敷座長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

屋敷座長：国立教育政策研究所の屋敷でございます。今年度もよろしくお願いいたします。

先ほど吉野部長からありましたとおり、本日は最終報告書骨子案に関わる検討会というになります。今日と後9月の2回を残すところです。今後の神奈川県の小中一貫教育の今後の姿を示すという重要な会議ですので今日は一つよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項に付きまして、作業部会長遠藤委員からお願いしたいと思えます。

遠藤委員：子ども教育支援課長遠藤でございます。それでは座って説明させていただきます。資料1を中心にご説明させていただきます。第5回の在り方検討会議は4月28日に開催いたしました。モデル校の導入に向けてと小中一貫教育校の推進にあたってについて協議し皆様方から御意見をいただきました。本日の資料の1の中にまとめてございますのでご覧ください。また、作業部会ですが第5回の在り方検討会議の後、6月3日と6月19日の2回、会議をもちました。内容としては、第5回の在り方検討会議でご指摘いただいたことの整理と、本日の骨子案の作成になります。作業部会が出された意見についても資料1にございます。資料の1をご覧ください。まず1ページ小中一貫教育校のモデル校の導入に向けてということで(1)～(3)までございます。モデル校への支援の在り方につきまして、まず県教育委員会における体制づくりということで、小中一貫教育推進窓口の設置というのがございます。またインクルーシブ教育推進課との連携、また2ページにいきますと市町村教育委員会、モデル校における体制づくりでは、組織作り、また家庭地域との連携を深めるための支援、(ウ)いたしまして小中一貫教育連携会議等の設置ということで、モデル校間での情報交換、検証、普及について、特に明らかにしたほうがいだろうということで、2ページの下に評価検証項目として(1)～(6)まで挙げてございます。これにつきましては、また後ほど説明いたします。そして(エ)としては、モデル校への人的支援について、コーディネーター、乗り入れ授業の後補充、管理職の配置について。また4ページにつきましては、「小中一貫教育の推進にあたって」で、まず「基本的な考え方」、その後「必要な教員研修の整理」ということで、研修内容の整理を行いました。(1)～(7)がそれにあたります。その後「教育センターの研修について」その次に「教育事務所主催する研修」、「市町村教育委員会で行う教員研修について。」報告しております。次に(3)として「教員免許の在り方について」ということで、「教員免許の取得」「現状での運用」、「今後の方向性」ということでまとめております。

以上でございます。

屋敷座長：それでは、作業部会がまとめたことを材料にしながら、この後、協議をしていきたいと思えます。

では、協議に入ります。まず1番目小中一貫教育校のモデル校に向けてということ

でございます。(1)モデル校選定の考え方、(2)モデル校選定の理由について遠藤作業部会長よろしくお願ひいたします。

遠藤委員：ではまず一次報告をご覧ください。1枚開いていただいて「もくじ」がございます。その中に1, 2, 3, 4の小中一貫教育のモデル校導入に向けてまでが1次報告で報告している内容です。本日は、4の(2)から5にかけての骨子案を示すということでございます。資料の2をご覧ください。便宜上1, 2ということで番号を振っておりますが、1「小中一貫教育のモデル校導入に向けて」、2「小中一貫教育校の推進にあたって」ということで頭だしをしております。また1の(1)についてはすでに、1次報告で報告済みでございますので、本日は1の(2)から協議をしていくという形になります。それでは、資料3をご覧ください。これをもとに、協議をしていきたいと思ひます。ここまでのところで、座長確認をお願ひいたします。

屋敷座長：今のところにつきまして、何かございますか。

ないようなので、続きをお願ひいたします。

遠藤委員：それでは、資料3の(2)モデル校選定のプロセスからお願ひします。これは実際に行ったことですのでこのとおりに、記載させていただきたいと考えております。まずア「モデル校選定の経過」ですが2月5日から3月5日まで、ここに示されている流れの中で、モデル校を指定したということでございます。イ「モデル校(中学校区)について)では(1)海老名市(2)秦野市(3)が箱根町ということで、モデル校の概要につきましては、(1)の海老名市から順に、2ページに行きまして秦野市、箱根町と簡単ではございますがそれぞれの内容について示しております。

屋敷座長：ここは前回もお示ししてありましたので、特にございませんか？

では次に参りましょう。

遠藤委員：では3ページをごらんください。ここからが協議ということになります。

モデル校への支援の在り方ということで、モデル校での小中一貫教育推進に関して、モデル校(中学校区)を含む市町村教育委員会の実施する取組を県教育委員会がどのようにマネジメントしていくのか、その支援の体制や方法・手段等について報告します。でここに支援体制の構造図を示しました。アとして神奈川県教育委員会の体制、イとしてモデル校(中学校区)のある市町村教育委員会の体制、ウとして、それをつなぐための「小中一貫教育校連絡協議会の位置づけ」、エとしてこれは「モデル校への人的支援について」でございます。

ではまず、4ページをご覧ください。アの県教育委員会における体制づくりでございまして、まず小中一貫教育の窓口の設置で、これにつきましては、小中一貫教育の窓口を設けて、小中一貫導入のさまざまなニーズに対応するという、学校をサポートする市町村での組織づくりへの支援の在り方について検討・助言等窓口を設置して対応していきましようということです。

2番目としてインクルーシブ推進課との連携、それからモデル校実施地区教育事

所との連携、で4つめが有識者会議の設置ということで、これにつきましては小中一貫教育校の在り方検討会議終了後は、神奈川県の小中一貫教育推進に係る取組について、小中一貫教育校連絡協議会での取組に助言できる組織を新たに立ち上げるというところで、3ページをご覧ください。アの下になります。新たに有識者会議を立ち上げて、神奈川県の小中一貫教育校の推進にあたってのご助言をいただいたらどうかという提案でございます。

次に、イについてでございます。これは市町村教育委員会・モデル校における体制づくりということで、ここについては先進県等の取組からもってきているものもございます。スタートするに当たっての組織づくりから、市町村教育委員会の担当者の役割例です。そして5ページにいきますと、家庭と地域との連携についてということで、これは3ページにお戻りいたしますと、エの下の部分に家庭地域との連携という部分がございます。これがイの内容です。次にウです。小中一貫教育校連絡協議会ということで、これについては県教育委員会とそれぞれのモデル校、それを所管する市町村教育委員会との橋渡し役を担うような組織でございます。1番目としては各モデル校間での情報交換、情報共有をするということで、ここに記している3つ。そして、モデル校で取り組みの成果を検証するというので、各モデル校での取り組みを評価検証をするためのアンケート等のシステムを構築する。児童生徒保護者等の意識の変容を見取るというようなことを書いてございます。評価検証項目として、5ページ下の四角囲みです。教育目標に対して組織や活動等が効果的であるかどうかを検証する項目として、先ほど作業部会のほうからも報告させていただきました、全部で6つの観点(視点)がそれぞれ盛り込んでございます。(1)から(6)それから(7)としてインクルーシブ教育の視点6ページの組織、教育活動、教育課程、授業実践、児童・生徒の学力、児童生徒の生徒指導面、これら7つの観点で、検証・評価をしたらどうかという提案でございます。そして、モデル校の課題や成果の普及としましては、検証したものを整理して、県内の他地域への発信をリーフレットの作成をとおして行うということを考えてございます。次に6ページから7ページにかけてはモデル校への人的支援ということで述べてございます。モデル校への人的支援といたしましては小中一貫教育コーディネーターを配置しております。小中一貫教育校連絡協議会への出席と共に、このコーディネーターには、連絡会議に提出する資料の作成や先ほどの(1)～(7)の成果の検証と分析このあたりが主な仕事になると思われまます。資料でございますが、小中一貫教育コーディネーターの全国の状況をお示ししてございます。これにつきましてはご覧の通り、加配はないがコーディネーター役を指名しているところが全国では多いという状況が分かります。次に乗り入れ授業への配慮等ということで、中学校から小学校、又は小学校から中学校へ乗り入れ授業を行う場合には、保有免許等を踏まえた教員配置をすることが望ましいとしております。管理職に配置につきましては、神奈川の小中一貫教育校に関しては校長が小中で一人であるか各校にいるかにはかか

わからない、また、校長が複数いる場合には小中一貫教育校の責任者としての役割を果たす校長を決めておくことが望ましいとまとめております。まずここまでよろしくお願ひします。

屋敷座長：遠藤委員、ありがとうございました。それでは、「モデル校への支援の在り方」について何かございますか。3ページの全体の構造図あたりはどうでしょうか。御質問がありましたらお願ひします。

米澤委員：4ページに小中一貫推進窓口の設置とあるが、これはどのような規模なのか。また、インクルーシブ教育推進課との連携とは具体的にはどのようなことを示すのか教えていただきたい。また、教育事務所との連携は具体的にどういうことを考えておられるのかということをお聞きしたいと思ひます。

遠藤委員：担当窓口については、子ども教育支援課に担当としてかならず置くということで考えてございます。今ですと下反が推進窓口になるということになります。インクルーシブ教育推進課との連携ということは、小中一貫の9年間を見据えた教育ということで、共生社会に向けた、インクルーシブな視点というのは重要になってくると考えております。モデル校の取組についてインクルーシブ推進課の意見を聞きながら、時には連絡会議に入っただきながら助言をいただいでいけるかなと考えております。次に教育事務所との連携ですが、地域の学校のことが一番よく分かっているのはもちろん市町村教育委員会、または出先機関である教育事務所が主になると思ひます。ですので、教育事務所の方からより近い立場で、小中一貫教育の取組についての情報提供や情報の収集等も行っただきという風なことで連携とさせていただいでおります。

澤野委員：全国レベルで見たときに、県外の実践を参考にすることはお考えになっただいのでしょうか。何かお考えがあれば、お聞かせください。

遠藤委員：推進窓口の設置の下から2行目に、他の推進地区からの情報を収集するとあります。もちろん発信もしていくことになるのですが、視察をしながら取り入れて発信していきたくて考えております。この最終報告の市町村教育委員会・モデル校における体制作りの部分は、埼玉県での実践を参考にしております。できるだけ情報収集をして、他県の状況を収集し発信していきたくてと思ひます。その中心になるのが小中一貫教育校連絡協議会であると考えております。

屋敷座長：澤野委員のおっしゃっていたように、全国の先進地域の人を招いて、お話を聞くといいことも考えられるということですね。

遠藤委員：考えられると思ひます。

屋敷委員：私の方からですが、小中一貫コーディネーターは各地区に一人ずつおられるのでしょうか。その方が小中一貫教育校連絡協議会にも出られるということであれば、図の描き方をもう少し変えてもいいと思ひます。コーディネーターが小中を橋渡しできるようなかたちで図を修正できるといいと思ひます。現在コーディネーターは具体

的にどのような働きをしているのでしょうか。

事務局：海老名市の状況については把握しているのですが、海老名市では中学校にコーディネーターの方がいて、1中3小のそれぞれの担当者が集まって、アンケートの項目や合同研修会の内容等を検討していくというところの中心となって進めている役割を担っておられます。秦野市についてはまだ詳しく聞いていないのですが、秦野市について教務の人がコーディネーター役をしていて、幼小中で連携しながら進めております。箱根町については、非常勤を配置しております。

遠藤委員：連絡協議会については9月以降実施していこうと考えています。

有馬委員：3ページの小学校と中学校がパイプのようにつながっていますが、これがキーワードかなと思うんですが、教員同士や児童生徒の交流などのつながりがあると思うんですけど、この中が大事なような気がしまして、職員とか児童生徒の交流とかいった文言があったほうが分かりやすい。それから、家庭地域との連携という部分ですが、例えば、小学校と中学校のパイプのつながった部分から地域を結びつけると、小中一貫校の特徴が出てくるのかなと思います。これが全体を理解するのに大事だと思います。

屋敷委員：小学校と中学校の間から地域に矢印をつなげた方が、小中一貫ということが分かりやすいという有馬委員の御意見ですが、いかがでしょうか。今のままでは現状と変わっていないと思いますので、そのあたりも作業部会で考えていただけないでしょうか。図中に他にどういった言葉を入れればよいのか、先ほどコミュニティー・スクールという部分も出ましたが、それはまだまだ先にあることなのか将来的なことなのか、直ちに組み入れる部分と、いろいろ取組ながらその学校や市町の実態に合わせて進めていくようなことが表せるとよいのですが、なかなかそれも難しいと考えられます。いずれにしても工夫が必要かと思います。

有馬委員：児童生徒の交流、職員の交流の中に、インクルーシブの視点やユニバーサルデザインの視点、それから教育課程のところで、アクティブラーニング等授業作りの視点も分かるようにするとよいと思います。

屋敷委員：事務局の方ではいかがですか。

遠藤委員：作業部会で、検討させていただきます。図に当てはめられるかどうかも検討しながらできるものは盛り込んでいきたいと考えております。

屋敷委員：横浜市でもこういった推進体制でやられていると思うのですが、島田委員何かアドバイスがあればお願いします。

島田委員：今のところ、特段ございません。

吉野委員：今後、有識者会議が立ち上がりますよね。これについてももう少し詳しくお伺いしたいのですが。

遠藤委員：最初は小中一貫教育校連絡協議会で、情報を集めればよいと考えていたのですが、やはりそれをもう少し広い立場で、ご意見をいただきながら今後の方向性を示し

ていただいた方がよいのではないかということで、有識者会議を設置したらどうかと考えております。これはまだ原案で検討もしていないのですが、できればこのメンバーの中の何名かに残っていただいてそれをコアとして有識者会議としていきたいと考えています。在り方検討会議を作ってそのままではやはりその後の検証もしながら取り組まなければならないということで、有識者会議を設置したいと考えております。

屋敷委員：在り方検討会議を発展させるようなかたちで、しかも検証に重点をおいてやるということですが、有識者会議について何かご意見があればお伺いしたいと思います。

確認ですが、モデル校は2年間ですか。ということは有識者会議は2年間ということでしょうか。

遠藤委員：モデル校終了後も県としては市町村を支援しながら推進してきますので、有識者会議がそこにあれば、よいと思いますので、2年間とは限らない可能性はあります。

屋敷委員：そういうイメージだそうです。

教育事務所との連携という話もありましたがこのあたりは、具体的には、どうでしょうか。溝呂木委員お願いします。

溝呂木委員：地域の実態というのは市町村もよく分かりますが事務所もそれに近い形で分かります。そうしますと県の考えている小中一貫教育校の在り方というものを実態に即して下ろしていけるし、話がしやすい状況にあると考えています。

屋敷委員：具体的に小中一貫教育の担当者は教育事務所にいるのですか。

遠藤委員：おります。

吉野委員：先日4つの事務所に行ってお話を伺ったのですが、海老名の教育長は非常に積極的でして、聴いているだけでいろんな夢がでてくるような取組を進めたいということで、他地区の教育長が是非見に行きたいとか、取り組みたいとか、触発されておりました。教育事務所管内での市町村の意識の高揚だとか情報交換だとかそういうのも事務所単位として行くと、いつも知っている中なので、やりやすいし、いい雰囲気を感じました。そういう意味では事務所はとてもいい役割を演じることができるじゃないかなと実際に肌で感じました。

有馬委員：これからはチーム学校という視点で、事務職さん等の活躍が期待されます。そういう意味では、いろんな職員がチームとして一緒になって小中一貫教育を考えていかなければいけないと思います。そういう意味では事務職もつながっていくというか、そういう言葉も入れていく必要があるのではないかな。神奈川らしさとして、チーム学校ということその中に入れられればと思います。そういう意味では、教員だけではなく教職員というふうに広げていった方がより小中一貫教育が豊かなものになるような気がしております。

屋敷座長：そうですね。これ全体を見ても教員という言葉になっておりますが、これは教職員ですね。

遠藤委員：教職員ですね。



屋敷座長：教員になると、管理職も入らないという説明もどこかで聞いたことがあります。有馬委員の話にもありましたとおり、チーム学校という視点で、全員で小中一貫教育に取り組んでいかなければいけないという視点がありますので、できるだけ教職員という言葉にする方向で検討していただければと思います。そうしますと、小中一貫教育校連絡協議会、それから、場合によっては有識者会議でも、先生方だけではなくて、事務職の方も含めて入っていただくということも含めて検討の余地はありますね。連絡協議会もすでにできあがっているのではなくて市町村でこれから準備いただくということです。どういった方にメンバーになっていただくのかについてはしっかり検討いただきたいと思います。

さて、その他いかがでしょうか。

溝呂木委員：小中一貫校の教職員という話が今あったのですが、先日横浜の西金沢小中学校というところを視察させていただいて、給食をいただいたのですけれども、定数的な考え方を小・中学校というふうにしたときに、結構いろいろ難しい部分が出てくるのだろうなと思いました。例えば給食をその学校は小学校だけが実施していて中学校は食べていないのですね。校舎は150mくらい離れているのですけれども、栄養士とか栄養教諭の配置を考えたときに550食以上ないと栄養教諭が配置できない。その学校は小学校が400名くらいで、中学校が200名くらいなのですが、たぶん県費の栄養士は配置されていないと思われます。それをいっしょにすれば、たぶん一人の栄養士を配置することができるのなら、定数的なくくりというのも今後検討していかなければならなくなるのかなというふうに思うのです。

金子委員：中学校も一緒に給食を食べるわけにはいかないのですかね。

溝呂木委員：横浜市としては、中学校は給食はないとしているので、小学校だけ給食ということになっているようです。

屋敷委員：学校給食をやっていないところがこれからやっていくとなれば、職員の配置等についても今後の検討の対象にしていく必要があると思います。

金子委員、今までのところで何かあればお願いします。

金子委員：先ほど、海老名の話が出ましたが、海老名ではモデル校を決めるにあたって、地域の人と会合を開いて、小中一貫教育校の青写真みたいなものを提示しながらやっているというような話を聞いているのですが、そういう具体的な例、例えば、地域に対して海老名ではどう取りくんでいるのか、保護者にどう説明しているのか、学校の先生方にどういうふうな話をしているのか、そのあたりを実践事例としていただかないと、もうすでに実践事例があるのではないかと思います。その実践事例が出てきてはじめてモデル校への支援の在り方ということが出て、こういう支援が必要なんだというところに結びついていくと思います。そういう具体的なところを示していただければ、われわれに具体的な支援に対するイメージができてくると思うのです。

屋敷委員：それぞれ、立ち上げ方によって支援の在り方も変わってくると思います。その

あたりは、次の有識者会議で、これまでの立ち上げを視野に入れて考えていかなければならないと思います。

保護者の立場から、足立原委員どうでしょうか。

足立原委員：保護者の立場として、一次報告であったとおり、いじめとか学力とかそういうことが課題で、それをどういう風に伸ばしていくのかということについてもコーディネーターが一つ鍵になるのではと思います。効果・検証ということも入っているのですが、保護者や地域に浸透させて行くには時間がかかることだなという感想を持ちました。

屋敷委員：今の御意見に対して、何か事務局からありますか。

遠藤委員：連絡協議会でご意見等を反映させながら整理し、地域等に成果をお知らせすることも大切だという視点を持って取り組んでいただくことになるのかなと考えております。

屋敷委員：そのほかどうでしょうか。保護者や地域へどのように周知させていくかということも大事になっていると思いますが、

そのあたり、金子委員、行政の立場としてどうでしょうか。

金子委員：海老名では学校の PTA に承知していただいていると聞いていますが、その際にどんなふうに地域に対して説明したのか、そのあたりが一番大きいのかなと思います。やはり地域や保護者が一番不安になったりしますよね。隣接した学校と離れた学校もあり、そういったことも地域に説明されたのだと思うのですが、私としてはそのあたりが一番大事なことになるのかなと考えております。

屋敷委員：はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

支援体制は、このあたりでよろしいでしょうか。

図の中で、県内市町村教育委員会とモデル校のある市町村教育委員会、この2つのつながりが見えないのですが、これはどういうイメージでしょうか。

遠藤委員：この連絡協議会で考えられたことをリーフレット等で普及していきます。その対象が県内市町村教育委員会かなというイメージなのですが、この図だと少しわかりにくい部分があるかもしれません。

屋敷座長：では、作業部会で検討をお願いします。支援の在り方については、このあたりで終わりにしたいと思います。

遠藤委員：さきほど、有識者会議については先の方まで述べてしまったのですが、小中一貫教育校連絡協議会の在り方について助言をしていくという目的で有識者会議をたてるというところで、モデル校への支援の在り方ですので、まずその範囲で考えていくということをお願いします。

屋敷座長：このような県教育委員会の体制をつくり、小中一貫教育校連絡協議会等を中心にモデル校間の情報を共有して県内に発信していき、小中一貫教育を進めるということでもあります。さて次に参ります。小中一貫教育の推進に当たって、(1)の「基本

的な考え方」と(2)の「必要な教職員の研修の整理について」です。

遠藤委員：資料3の8ページをご覧ください。小中一貫教育推進にあたっての基本的な考え方の部分です。全国の先行事例に見られる成果やこれまでの県内で取り組まれてきた小中連携教育の成果から、県内の義務教育に少子化の進行やいわゆる中一ギャップ等の課題を解決するための一つの方策として小中一貫教育校を導入することは、非常に有効であると考えます。小中一貫教育校においては、市町村教育委員会の明確な方針のもとで、各学校が主体的に取り組むことが大切であり、県の役割はその取組を積極的に支援することである。県として、小中一貫教育における市町村の多様なニーズに応えられるよう、県の支援の在り方（現状の細部にわたる分析、データの把握、組織体制づくり、教職員の意識向上等）を整理し、継続的に指導・助言、援助することが、重要と考えます。これが、県としての基本的な考え方です。で、次に、必要な教職員研修の整理です。まず、この部分の文言ですが、教員ではなく教職員というふうに修正させていただいております。先ほどの議論もございましたように、校長や学校職員も含んでということで教職員研修の整理というふうに訂正しております。アとしてはまず、内容を整理しました。Aは組織づくりに関して、Bは教育活動の在り方、Cは教育課程、Dは授業実践及び学習評価、Eは児童生徒の学力向上、Fは生徒指導となっておりますが、児童・生徒指導ですね訂正します。そしてGとしてインクルーシブ教育推進の視点、ここまでは作業部会でも入っていたのですが、Hとして国や県の施策・動向についても付け加えております。このような内容で整理して、イとしては小中一貫教育推進のための教職員研修の実施方法の整理ということで、それぞれの場でどんな研修が考えられるかということです。まず、(ア)としては総合教育センターの研修ということで、年次研修（教職経験に応じた基本研修）の中で、初任者研修等がある。授業力向上に関連して、9年間を見通した教科ごとの教育課程の編成について、国および県の施策の概要について説明、先行実施（モデル地区）における成果と課題、小・中学校で共通に話題となることをテーマにしての協議等が考えられると、このようなことすべてを実施するわけではなく、それぞれの年次研修にあったテーマで行って行ったかどうか。管理職等研修（マネジメント能力向上のための研修）ということで、そこに書いている研修、それから自己研鑽のための研修、その他ということでまとめてございます。それぞれの文章のAとかBといったアルファベットはAの内容のA～Hの中身に対応しております。次に教育事務所が主催する研修としては、小中合同での教育課程研究会や市町村の指導力向上事業として、各教科等における研修を小・中学校接続の視点をもって合同で行う研修が考えられる。各市町村単位で行う研修としては、小中一貫教育の担当者に対するオリエンテーションや校長会、教頭会における小中一貫についての説明会の実施、小中一貫教育推進についての冊子の作成及び配布、10ページに行きまして、合同研修会等々でございます。次に子ども教育支援課が行う研修としてはまず、小中一貫教育に関する出前講座、小中一貫教育を始めるにあ

たつてのセミナー等の開催、小中一貫教育の担当者に対するオリエンテーション、全県指導主事会議での小中一貫教育についての説明、学力向上シンポジウム等々が考えられるということでまとめております。11 ページにはそれをマトリクス的にまとめております。以上でございます。

屋敷座長：それでは、小中一貫教育の推進に当たって（1）の教職員研修の整理についてご意見をいただきたいと思っております。

こんなにたくさん研修があるのですが、これはすべてやるのではないということですね。前回も説明をいただいておりますが。改めて、ポイントについて説明を井坂委員にお願いします。

井坂委員：研修にはおそらく2つあって、一つは小中一貫教育の有効性について啓発していくということ、もう一つは実際に取り組もうとしている、あるいは目の前の課題として意識されている先生方に対する研修かなと思って見ておりました。まず（2）のA～Hですが、喫緊ではまず、Hの国や県の施策の動向を徹底するのが来年あたりになるのかなと思います。それをやるにあたっては、年次研修や管理職等研修の中になんらかのかたちで取り入れていくことが大事です。

小中一貫教育校連絡協議会で活動している方をお呼びして具体の報告について発信できればより効果的ではないかと考えております。

屋敷委員：ありがとうございます。幅広く研修が書かれているこの中から、効果的な研修を考えていただくということでした。その他で何か御意見がありましたらお願いします。

溝呂木委員：子どもの意識ということについてあまり触れていないので、そういう意識の部分というのでも考えていく必要があるのかなと思います。小学生4、5年生くらいと一緒に給食を食べて聞いたら、その子たちの中には、小中一貫教育校の中の5年生という子と、小学校の5年生というふうに思っている子と混在していました。そういう意識の部分も考えていく必要があると思いました。というのは、中等教育学校では中等教育学校の生徒であると自分たちは思っているのですよね。小中一貫教育校ということであれば、自分たちは小中一貫教育校にいるんだという子どもたちや先生たちの意識を高めるためにはどういったことが必要なのかといった部分にもスポットを当てる必要があるのかなと思います。

屋敷座長：子供の意識については一次報告を含めてほとんど触れていないので、作業部会の方でそのあたりの考え方について整理をしていただく必要があると思います。課題の部分では子どもの実態についても書いていますが、問題提起していただいたので、作業部会で、整理しておいていただきたいと思っております。意識の問題について、何かございますか。

金子委員：7年生8年生9年生となると中学生という意識がどこかで、消えてしまう。小学校からいったんリセットして新たなグレードのちがう学校へいくという認識を持たせ

る必要があるのかどうなのかという部分もきちんと整理しておく必要があるとおもいます。また、6年生が最高学年だという意識がなくなってしまう。そして新しい気持ちで学校へ行くんだという、子どもが大人になっていく段階で、今までは通ってきたことなのだけど、それを通さないということで、子どもたちに深く影響を与えているのかどうか。子どもをある意味で大人にさせないシステムになってはいけないなと思います。きちんと中学生になったという認識を持たせるようなことを考えなければならぬと思います。例えば、同じ敷地内にあるのであれば、小学校1年で入学して中学3年で卒業することになるが、複数の小学校から中学校へ入っていく場合は、改めて中学1年生で入学式をするようになると思うんですね。そういうけじめというものもある程度大事なことだと思うんですね。

屋敷委員：そのようなことは文部科学省の調査でも示されておりますけども、中1ギャップはなくなったけど、4-3-2のような学年段階の区切りをつけていると、今度は中2ギャップが出てきたとか、小5でギャップが生まれるという話もあります。小学校6年生のリーダーとしての意識が育たない、という指摘も出ています。しかし、それは相当仕組みを変えて小中一貫に取り組み、成果を上げたところでの話だろうと思うのです。金子委員や溝呂木委員がおっしゃったような7年生、8年生という言い方ですが、これも全国的に見ると、施設一体型であればそのように呼んでも、分離型の場合にはしないとか、あるいは分離型でも呼んでいるとかいろいろです。そういうふうな呼び方を生徒にさせているのは、先生方が生徒にそういう意識を育てたいということかもしれないとも考えられます。その実態がどうなっているのか、どういう思いでそういう呼び方をしているのかということも含めて総合的に考えていかなければならない問題だと思います。いずれにしても今後考えるべきことがいろいろあるということが分かります。

他に何かございますか。横浜ではそういうことは何か聞いていらっしゃいますか。

島田委員：横浜の小中一貫では施設一体型ではないので、その辺はあまり問題になっていないと思います。私も今伺っていて研修のことを考えたときに、一次報告でも中1ギャップ云々の話題が出ておりますので、小学生が中学生になるときにどういうふうにしていけばよいのかというのは、先ほどのFの生徒指導に当たる部分だと思うのですが、子どもの意識だとか心の問題、例えば不登校だとかそういうことをもう少しふくらませることができたらいいなと思います。

有馬委員：10ページの教職員同士の効果的な研修をした後、OJTとして学校で研修をしていかないと、なかなかおりにいかないとか浸透していかないとするので、どこかにそのことを入れなければならないのかなと考えました。

屋敷座長：実際に各学校が取り組めるようにしていかなければならないと思われま。いずれにしても作業部会で整理し直していただくということをお願いします。

ここで10分間の休憩を取りたいと思います。

屋敷座長：それでは続きまして、協議事項2「小中一貫教育校の推進にあたって」の(3)

「教員免許の在り方」についてです。遠藤委員の方から説明をお願いします。

遠藤委員：12 ページをお開きください。タイトルですが「教員免許の在り方」は国が定めることとなりますので、「免許制度における運用の在り方」ということで「どう工夫していくか」という意味も含めてタイトルを変えたいと思いますので、またご意見がありましたらお願いします。ここでは、教員免許取得の現状ということでお示ししています。

小中一貫教育校を進めるには、小中両方の免許を併有していることが望ましいというところですが、神奈川を見てくださいと小学校は全国平均が59.9のところ49.1、中学校に至っては全国が30.2のところ12.2パーセントとなっており、両方の免許を持っている割合が、全国に比べて低いというふうになっています。それを踏まえて、現状の免許制度の上でできることをする必要があるということで、「現状での運用について」について、13 ページに書いてございます。まず小学校高学年で教科担任制を実施することが考えられる。また、中学校から小学校、小学校から中学校へ乗り入れ授業を行うこと。また中学校から小学校へ乗り入れ授業を行う場合、免許を所持している教科を持つことが考えられる。小学校の教員が中学校へ乗り入れる場合には、ティームティーチングや学習支援ではいることができる。ただ小中の教員が相互の学校へ乗り入れるためには、他校兼務の手続きが必要であり、また、中学校は通常50分授業で、小学校は45分授業であるので、日課の調整が必要になる。で、14 ページには、免許により担当できる教科等ということでまとめてございます。小学校免許では、小学校すべての教科を教えることができますが中学校の方はできない。逆に中学校免許では自分の免許を所持している教科は指導ができる。それから総合的な学習の時間は指導ができる。例えば、中学校理科の免許を取得しているものは、小学校で理科の授業、それから総合的な学習の時間の理科に関わる部分の指導は可能になっている。英語の免許を所有しているもののみ、外国語活動の指導をすることができるというふうなことでございます。ティームティーチングを行う場合は、次のような形です。小学校の教員が中学校で指導する場合は、教員免許を持っていれば、その教科の指導を行うことができます。免許のない場合は、必ず、担当の教員がその場におり、それを補助する形で入ることはできるということになっています。中学校教員は、小学校免許があれば、どれでも大丈夫です。免許がない場合は、所持している免許の教科の指導ができるということでございます。今後の方向性ですが、これにつきましては、現職の教員が他の学校種の免許所持をしやすくするよう、大学や県における認定講習を充実させる取組について検討する必要がある。これについては13 ページの「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」で述べられているところです。これについては場所が間違えて

おりますので修正します。それから、隣接免許状取得の推奨を行っていくことが必要である。また大学へ両免許状取得を働きかけ、併有する教員が少しでも多くなるようにする必要があるということでございます。15 ページです。教員が相互に学校段階に乗り入れを行うことができるように、適切な教員配置を進め、後補充を可能とするとともに、両免許状の併有を促進し、乗り入れ先と乗り入れ元の学校段階の教員が日常的に相互補完しあえる体制を構築することが望ましいというふうにとまどめてあります。これにつきましては、14 ページの四角囲みの「子供の発達や学習者の意欲・能力等に  
応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」の中の文章と同じ文章にしてあります。それから、中学校から小学校へ、小学校から中学校への乗り入れ授業の効果について検証する必要があるということ、それから、今後国の制度化を見据えつつ  
というところですが、義務教育学校制度では、小中両方の免許を併有することが原則とあり長期的な視野で教員免許取得について検討する必要があるというふうにとまどめて  
ございます。ここでは、最後に義務教育学校制度の整理ということで、資料 1 を参照にしながらですが、今出されている義務教育学校制度について簡単にまとめてござ  
います。平成 28 年の 4 月から施行で、学校教育法の第 1 条関係になっていくと、修業  
年限は 9 年、免許は小と中の併有を原則とする。施設は一体型、分離型は問わない。  
校長は一人となっております。本県の場合は、校長、教頭は、一人か、各校にいるか  
には、かわらないとしています。今後市町村において、義務教育学校の設置が考え  
られるが、今後国の制度設計を見据えながら、義務教育学校も含めた形で本県の小中  
一貫教育校を推進する必要があるということをお印のところで述べてございます。以  
上でございます。よろしく申し上げます。

屋敷座長：それでは、教員免許の在り方について御意見を申し上げます。いろいろ複雑な  
ところでもありますので、質問がございましたら、先にお願ひしたいと思ひますがど  
うでしょうか。義務教育学校の制度では、校長は一人、原則として免許は併有、校長  
が一人減った分については教員が算定上加配されるという形だったと記憶しておりま  
す。つまり、小学校 1 校と中学校 1 校が義務教育学校になった場合、定数上は変化が  
ない。小中一貫型の小学校・中学校については文部科学省の今後の動きを注視する必  
要があるということです。

金子委員：養護教諭とか事務職だとかそういう方々は、どういうふうになるのでしょうか。

屋敷委員：すみません、そこまでは押さえておりませんでした。

遠藤委員：今後出てくるということですかもうできますか。

金子委員：何学級以上は 2 名とかになるのでしょうかね。

遠藤委員：養護の先生等は今までチェックをしておりませんでした。

屋敷委員：それらの情報については、今後、文部科学省の方から説明があると思います。

澤野委員：当分の間は例外を認めるとありますが、これはどういう意味でしょうか。

屋敷委員：事務局の方では、その辺の情報は何かありますか。

遠藤委員：参考資料1では、当分の間は例外ありと書いてあるだけなので、それ以外の情報については、まだ何もわかりません。

屋敷委員：今後、中教審の教員養成部会の動き等も押さえていただいて、報告していただければよいと思います。余り大きく変えることはしないと理解しておりますが。

澤野委員：教員免許の併有率ですが、例えば、群馬県や岐阜県等、高い県もありますよね。小学校も中学校も併有率が高いので、どうしてこういう違いがあるのか教えていただきたいと思います。こういう県を見習っていけばいいのかなと思うのですが。

有野委員：茨城県は、義務教育の教員として採用しているので、小学校も、中学校も両方やらなければいけない。そうしなければ管理職にもなれないそうです。子どもの数が減っていて、統廃合等も考えなくてはならないそうです。

屋敷委員：大学における教員養成の姿勢の影響があると思います。教員養成系の国立大学で両方の免許を取ることを進めている場合があり、その影響が出ている可能性があります。

井村委員：詳細な分析をしているわけではないのですが、それぞれ併有免許を持っている数が少ないのは採用数が多い首都圏と思われれます。もともと小・中併有で免許を持っているのは、旧国立大学系の教育養成系学部を卒業した方に多いと思いますが、首都圏の教員採用試験は募集数が多く、小学校免許が取れない大学からも多くの方が中学校教員を目指している。そうした中で、受験資格として免許併有を限定してしまうと、応募者が減少することも懸念されます。本当の意味でのいい人材、少なくとも二つ免許を持っている方が、一つの方よりも教員として本当に資質を備えているかどうかというのは必ずしも重ならない。そういう中でも免許の併有というのは大切だとは思いますが、やはり採用する立場からすると、できるだけたくさんの方にご応募いただいて、本当にいい人をとっていききたい。そうすると当然旧国立大学の教員養成系以外の学生さん達も応募されてくる。そういう中で、首都圏では採用を考えているのではないかと思う。そういう意味では、教員養成機関での養成や働きかけなどそういった部分がないと、旧国立大学だけでは、これから大量採用が始まっていきますので、それを全部受け皿にしても足りない状況が出てきますので、小学校の教員養成課程を持たないところからもたくさん集めていかないと本当にいい人材を集めることができない。そういう意味では、今現在単独免許の方にどう複数免許所持に働きかけができるのかという視点が大事になるというふうに感じました。文部科学省もその辺のコメントは書かれていませんが、この都道府県の分布の資料を見るとそういうことがみえてくると思われれます。

屋敷座長：ありがとうございます。この部分で何か他にありますか。実は全国を見ますと、兼務発令の状況が県によって違う。校長が申し出により、全ての教職員に兼務発令している県と、乗り入れ授業をしている教員だけに兼務発令をしている県とがあります。このあたりの神奈川県のスタンスも検討課題であると思われれます。兼務発



令について、触れるか触れないかについても作業部会での検討が必要でしょう。

島田委員：現状の中で、小学校免許しか持っていない人が中学校へ行く、中学校免許しか持っていない人が小学校へ行くことができるようなことを県の制度として考えていくことの方が有効だと思います。

井村委員：今、確か中教審の議論の中でも、義務教育学校制度ができることにもなって、免許所持の実態があるので、例外規定ができています。一部、学級担任をさせてもよいのではという議論が出ているのだと思います。そういうことが制度としてどう落ちていくのかについて注視していき、今後、小中一貫教育校や義務教育学校の動きが出てきたときの検討の材料にしたいと考えています。

屋敷座長：ありがとうございます。では、次に参ります。4番目であります。「はじめに」と「おわりに」について、遠藤委員、お願いします。

遠藤委員：最終報告には、「はじめに」と「おわりに」を入れることになりまして、その内容について、たたき台として作成しましたので、これを基に、御意見をいただきたいと考えております。まず、1つ目です。小中一貫教育推進に至る経緯についてすべております。平成25年8月の「神奈川の教育を考える調査会『最終まとめ』」において、義務教育に関することとして、『限られた教育資源を有効に活用し、子どもにとってよりよい教育環境を提供するために、市町村と十分連携し地域の状況も踏まえながら、「小中一貫教育モデル校」が神奈川において早期に実現できるよう取り組んでいく必要がある』と示された。また、全国や神奈川県内での先進地区の事例からは、小中の教員が、お互いを理解し、一つの児童・生徒像を見据え協力して取り組むことで、教育環境がよくなることが示されており、小中一貫教育の取組が神奈川県抱えている様々な課題を解決することに寄与すると考えられる。これらのことを受け、県教育委員会としても、市町村と十分連携し地域の状況も踏まえながら、「小中一貫教育モデル校」が神奈川において早期に実現できるような取組が必要であると考え、平成26年7月に、「小中一貫教育校の在り方検討会議」を設置し、モデル校の実現に向けた検討を開始いたしました。7回の検討会議を開き、県内の有識者の御意見を伺いながら、最終報告という形でまとめる。本報告が、県内の各地区における小中一貫教育に向けた取組の一助となることを期待したい。これが「はじめに」です。次に「おわりに」ですが、これについてはモデル校(中学校区)の状況として、現在すでに、海老名市、秦野市、箱根町の3市町村のモデル事業として小中一貫教育の取り組みが進められている。3中学校区とも、子供たちや子供たちを取り巻く状況をしっかりと把握し、その状況から見えてきた課題を解決するための一つの方策として小中一貫教育を導入し推進している。県としては、各市町村教育委員会と連携・協力し、その実施状況についてしっかりと見取り、その取組の中から見えてきた成果と課題をきめ細かく把握しながら整理し、それを発信していくことで、小中一貫教育の取組を県内に広く普及していくことが必要である。今後の方向性としては、この小中一貫教育校の在り方検討

会議で報告したことが現場に根ざしていくためには、まずは、小・中学校の教員同士が交流を密にしお互いの学校を理解し本音で議論していけるようにすること、さらに、教員と保護者・地域が、その学校・地域での課題を共有し、「それを解決していくための一方策としての小中一貫教育」に取り組めるようにしていくことが必要である。県としては、本検討会議で議論してきたことを具現化していく市町村に対して今後も継続的に支援していく必要がある。このような形で結んでいきたいと考えています。これを盛り込んだらどうか等、様々アイデアをいただきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

屋敷座長：それでは、「はじめに」と「おわりに」を含めて、何かあればお願いします。

金子委員：最後の方向性というところで、義務教育学校というのをどの程度県は設置していこうと考えているのかお伺いしたいです。

屋敷委員：これはなかなか難しい質問かもしれません。制度自体がまだできあがっていないのでどうでしょうか。作業部会で何かあればお願いします。

遠藤委員：神奈川県として考える、小中一貫教育校の中に義務教育学校が含まれており、もし、市町村教育委員会が義務教育学校でということであれば、いっしょに乗っていき考えますが、県として各市町村に1校ずつ、義務教育学校を設置するとかそういう議論は今のところしておりません。以上です。小中一貫教育校については地域の実情を踏まえてできるだけ増えるようにしていきたいと考えております。

屋敷委員：義務教育学校についても小中一貫型の小学校・中学校についても文部科学省からは、まだ最終の姿は示されておりません。それが決まってから各市町村の動きが出てくるのではないかと考えます。県も全体のイメージが固まってから考えていく必要があると思われます。そういう意味も含めて「はじめに」「おわりに」の中に入れることができるかどうか。どうでしょう。

河鍋委員：義務教育学校の話なのですが、神奈川県の教育ビジョンの一部書改訂の中では、カギ括弧つきで、「小中一貫教育校」として使っているが、義務教育学校は法律で言葉になってしまっているので、そうした中で、今回のパブリックコメント中ではあえてカギ括弧をして「小中一貫教育校」と書かせていただいております、ただこれから、義務教育学校を書くか書かないかもふまえてまた教育ビジョンの中の書き方についてこれから検討していく予定です。ここの「はじめに」と「おわりに」とは別の話になってしまいましたが。

屋敷座長：ありがとうございます。それでは「はじめに」「おわりに」について何かございませんか。

島田委員：細かい文言ですが今後の方向性の「教員」は先ほどの議論にもありましたとおり、「教職員」に直した方がよいと思います。

米澤委員：「はじめに」と「おわりに」に関しては、こういう方向性でいいのではと思います。

屋敷座長：「お互いの学校を理解して本音で議論していけるように」という部分はかなり具体的なのですが、よろしいですか。

遠藤委員：これは、少し工夫します。

屋敷座長：「はじめに」の最後にある、「期待したい」と述べる部分は、「おわりに」でもよいと思われるが、バランスを考えて入れていただきたいと思います。その他いかがでしょう何でも結構です。

溝呂木委員：お互いの学校を理解しではなく、小中一貫校なので「一つの学校として議論をしていく。」というふうに変えたらどうでしょうか。

屋敷座長：それでは、「はじめに」「おわりに」にかかわらず全体を通して何か御意見がありましたらお願いします。

ないようですので、以上の議論を踏まえて作業部会で整えていただければと思います。最後に「その他」の部分です。事務局よりお願いします。

古島GL：国の小中一貫教育推進事業なのですが現時点で国からの採択委結果は正式にはいただいていない状況です。しかし、今後国の予算が付くか付かないかにかかわらず、小中一貫教育校連絡協議会は9月以降立ち上げて、モデル校事業の支援を続けていくことについては変わりません。また次回までには、動向についてご報告できると考えられますので、モデル校の状況も踏まえて最終報告を作っていきたいと考えております。以上です。

屋敷座長：ありがとうございます。それではそろそろ時間となりましたので、本日の協議はここまでといたします。委員の皆様、熱心な御協議をありがとうございます。それでは、司会を事務局に引き継ぎます。

古島GL：はい、熱心なご協議ありがとうございます。本日御議論いただいたことを基に、8月9日に作業部会をもちまして、次回の検討会議に向けて最終報告の案を作成したいと考えております。次回の検討会議ですが9月に最終の第7回をもたせていただけますように改めて調整します。お忙しいところまことに恐縮ではありますが万障お繰り合わせの上ご出席のほどよろしく願いいたします。最後に閉会の挨拶を教育局支援部長吉野より申し上げます。

吉野部長：熱心な御討議ありがとうございます。感謝を申し上げます。本日作業部会にいただいた宿題もたくさんございます。また部会の方で検討させていただきたいと思っております。次回9月が最終回となっております。よろしく願いいたします。それでは、これもちまして、第6回の小中一貫教育校の在り方検討会議を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上